

1 1 月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第15号	直方市図書館協議会委員の委嘱について	文化・スポーツ推進課
議案第16号	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会規則の制定について	学校教育課
議案第17号	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会への諮問について	学校教育課
議案第18号	直方市教育委員会教育施設等防火管理規程の一部を改正する教育委員会庁達について	教育総務課

協議事項

番号	案件名	課名
—	—	—

報告事項

番号	案件名	課名
1	令和6年度直方市保育所等給食支援費補助金交付要綱について	こども育成課
2	直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付要綱について	こども育成課
3	直方市地域子育て支援センター運營業務委託プロポーザル評価委員会要綱について	こども育成課
4	直方市男女共同参画センター条例及び同条例施行規則の廃止について	文化・スポーツ推進課

その他

- ・ 1 2 月行事について(学校教育課 当日配布)
- ・ 中学生海外派遣事業 派遣団員報告会の開催について
- ・ 会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和6年10月9日～令和6年11月12日

10月	9	水		
	10	木		
	11	金		
	12	土		
	13	日	すみれそう敬老会秋祭り（すみれそうのおがた）	
	14	月		
	15	火		
	16	水	定例教育長会（オンライン）	
	17	木		
	18	金	令和6年度福岡県市町村教育委員会連絡協議会第2回役員会（福岡県庁）	
	19	土	下境小学校運動会（雨天のため翌日に延期） 第3回校区対抗パークゴルフ大会（植木桜づつみ公園）（雨天中止） V. LEAGUEWOMEN（カノアラウレアーズ開幕戦・直方デイ）	
	20	日	下境・感田小学校運動会	
	21	月		
	22	火		
	23	水		
	24	木	臨時校長会議	
	25	金	一中校区小中一貫教育中間報告会（直方第一中学校）	
	26	土	直方西・直方北小学校運動会	
	27	日	直方市ハートフル奨学金面談審査	
	28	月		
	29	火	植中校区小中一貫教育交流会（新入小学校）	
	30	水		
	31	木	学力向上拠点校中間発表会（直方第二中学校）	
	11月	1	金	11月定例校長会議 福岡教育大学附属小倉中学校発表会（小倉中学校）
		2	土	武蔵川部屋子ども相撲教室
		3	日	
4		月	令和6年度「林芙美子顕彰」作文コンクール・「浮風・諸九尼顕彰」俳句コンクール入賞者表彰式（直方市中央公民館）	
5		火	管理職候補者 面接	
6		水	市教委訪問（直方第三中） 管理職候補者 面接	
7		木	北九州地区市町教育委員会連絡協議会教育長・教育委員研修会（福岡県立西田川高等学校） 管理職候補者 面接	
8		金	令和6年度 福岡県市町村教育委員会教育委員研修会（博多サンヒルズホテル） （仮）令和6年度まちづくり研修会 アントレプレナーシップ授業 視察（直方西小） 市長表敬訪問（柳井ロータリークラブ杯少年少女レスリング選手権大会）	
9		土	直方市子ども音楽祭（ユメニティのおがた） 英語発表会（ " " ）	
10		日		
11		月	教育長会（北九州教育事務所） 市町村教育委員会教育長と県幹部職員との意見交換会（ " " ） これからの授業研修会（直方第一中）	
12		火	定例教育委員会	

※衆議院議員選挙

教育委員会行事予定

令和6年11月13日～令和6年12月17日

11月	13	水	県・町指定研究発表会（給食）（岡垣町立山田小学校）	
	14	木	福岡県道徳教育推進事業・地区別道徳教育研究協議会（中学校）（遠賀町立遠賀中学校）	
	15	金	直方市表彰 表彰式典（直方市役所） 県重点課題最終年次発表会（中間市立中間小学校）	
	16	土	上頓野小学校 創立百五十周年記念式典（上頓野小学校）	
	17	日	植木小学校 創立百五十周年記念式典（植木小学校）	
	18	月		
	19	火	直方市保幼小中交流研究会（下境小学校）	
	20	水	三中校区小中一貫教育交流会（直方西小学校）	
	21	木	二中校区小中一貫教育初年度交流研究会（直方東小学校）	
	22	金		12月定例会 告示
	23	土		
	24	日	感田小学校 創立百五十周年記念式典（感田小学校） 福岡県中学校総合文化祭筑豊大会（ユメニティのおがた）	
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木	筑豊地区小学校国語教育研究大会（直方北小学校） 福岡県PTA連合会北九州ブロック研修会（あしや夢リアホール（遠賀郡芦屋町））	
	29	金	アントレプレナーシップ教育推進大使講話（植木中学校）	提案説明
	30	土		
12月	1	日	ふくおか県芸術文化祭2024「北九州ブロック芸能のつどい」 （ユメニティのおがた）	
	2	月	12月定例校長会議	一般質問
	3	火		一般質問
	4	水		一般質問
	5	木	定例教育長会（オンライン）	一般質問
	6	金		
	7	土		
	8	日		
	9	月		質疑
	10	火		常任委員会
	11	水		常任委員会
	12	木		常任委員会
	13	金	遠賀川水辺館20周年記念行事（遠賀川水辺館）	採決
	14	土		
	15	日		
	16	月	教育長面談	
	17	火	定例教育委員会 教育長面談	

議案第 15 号

直方市図書館協議会委員の委嘱について

直方市図書館協議会委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 11 月 12 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものである。

直方市図書館協議会委員の改選について

令和 6 年 11 月 30 日をもって、直方市図書館協議会委員の任期が満了します。それに伴い、12 月 1 日に向けて、新たな委員の選出をしなければなりません。新たな委員の案は以下のとおりです。

直方市図書館協議会委員名簿（案）

選出区分	所属団体	氏名	再任/新任	備考
学校教育関係	植木小学校	ほり ぎぬよ 堀 衣世	再任（4 期目）	植木小学校教頭 司書教諭
社会教育関係者	点訳サークルきつつき	ながすえ のりこ 永末 記子	再任（5 期目）	
社会教育関係者	さざなみ会・れろの会	たかの れいこ 高野 玲子	再任（3 期目）	直方市立図書館行事 ボランティア
社会教育関係者	植木大銀杏川づくりの会	むねかた かずよし 棟形 和義	再任（5 期目）	
社会教育関係者	語り・朗読「宙のサカナ」	のまさ ゆか 野正 由佳	再任（3 期目）	元中泉小学校読書 ボランティア
社会教育関係者 （家庭教育）	学校図書館支援員	ながい みどり 永井 みどり	新任	直方北小・植木小 学校図書館支援員
学識経験者	直方市議会推薦	しむら ひろゆき 紫村 博之	再任（2 期目）	教育民生常任委員会
学識経験者	直方林芙美子顕彰会	むらかみ かずまさ 村上 和正	新任	
学識関係者	直方郷土研究会	しまぞえ こうじ 島添 耕治	新任	

議案第 16 号

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会規則の制定について

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会規則の制定について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 11 月 12 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

○直方市学校規模適正化基本計画検討委員会規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、直方市附属機関設置条例（平成28年直方市条例第30号）第4条の規定に基づき、直方市学校規模適正化基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所管事務）

第2条 委員会は、直方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関し、次に掲げる事項について調査及び審議し、教育委員会に報告する。

- (1) 直方市の目指す学校規模について検討すること。
- (2) 多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。
- (3) 前号の課題に対する改善の方法を検討すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は、12人以内とし次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 直方市立学校の関係者
- (3) 幼児教育に関して識見を有する者
- (4) 地域の実情に識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

（任期等）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長が召集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、学校規模適正化担当課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会への諮問について

直方市学校規模適正化基本計画の策定にあたり、調査及び審議について直方市学校規模適正化基本計画検討委員会へ諮問する。

令和 6 年 11 月 12 日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 14 号の規定により提案するものである。

直 教 学 第 号
令 和 6 年 月 日

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 様

直方市教育委員会

諮 問 書 (案)

下記のことにつきまして、諮問いたしますので、調査及び審議下さいますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること。
 - (1)直方市の目指す学校規模について検討すること。
 - (2)多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。
 - (3)前号の課題に対する改善の方法を検討すること。

議案第 18 号

直方市教育委員会教育施設等防火管理規程の一部を改正する教育委員会
庁達について

直方市教育委員会教育施設等防火管理規程の一部を改正する教育委員会
庁達について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 11 月 12 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

直方市教育委員会教育施設等防火管理規程の一部を改正する庁達

直方市教育委員会教育施設等防火管理規程（昭和48年直方市教育委員会庁達第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1直方市教育研究所の項及び直方市地域子育て支援センターの項を削る。

附 則

この庁達は、公布の日から施行する。

直方市教育委員会教育施設等防火管理規程の一部を改正する教育委員会庁達 新旧対照表

新		旧	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
施設の名称	位置	施設の名称	位置
直方市立直方南小学校	直方市新町三丁目3番55号	直方市立直方南小学校	直方市新町三丁目3番55号
直方市立直方北小学校	直方市日吉町7番1号	直方市立直方北小学校	直方市日吉町7番1号
直方市立直方西小学校	直方市大字山部666番地	直方市立直方西小学校	直方市大字山部666番地
直方市立新入小学校	直方市大字上新入2081番地	直方市立新入小学校	直方市大字上新入2081番地
直方市立感田小学校	直方市大字感田1160番地	直方市立感田小学校	直方市大字感田1160番地
直方市立上頓野小学校	直方市大字上頓野2510番地	直方市立上頓野小学校	直方市大字上頓野2510番地
直方市立下境小学校	直方市大字下境1820番地	直方市立下境小学校	直方市大字下境1820番地
直方市立福地小学校	直方市大字永満寺2427番地	直方市立福地小学校	直方市大字永満寺2427番地
直方市立中泉小学校	直方市大字中泉848番地3	直方市立中泉小学校	直方市大字中泉848番地3
直方市立植木小学校	直方市大字植木3207番地	直方市立植木小学校	直方市大字植木3207番地
直方市立直方東小学校	直方市大字頓野2095番地1	直方市立直方東小学校	直方市大字頓野2095番地1
直方市立直方第一中学校	直方市大字下境1892番地1	直方市立直方第一中学校	直方市大字下境1892番地1
直方市立直方第二中学校	直方市大字頓野4082番地	直方市立直方第二中学校	直方市大字頓野4082番地
直方市立直方第三中学校	直方市大字知古960番地	直方市立直方第三中学校	直方市大字知古960番地
直方市立植木中学校	直方市大字植木261番地2	直方市立植木中学校	直方市大字植木261番地2
直方市中央公民館	直方市津田町7番20号	直方市教育研究所	直方市津田町7番20号
直方市立図書館	直方市大字山部301番地11	直方市中央公民館	直方市津田町7番20号
直方市石炭記念館	直方市大字直方692番地4	直方市立図書館	直方市大字山部301番地11
ユメニティのおがた	直方市大字山部364番地4	直方市石炭記念館	直方市大字直方692番地4
直方歳時館	直方市新町一丁目1番18号	ユメニティのおがた	直方市大字山部364番地4
直方市美術館	直方市殿町10番35号	直方歳時館	直方市新町一丁目1番18号
直方市美術館別館	直方市古町10番20号	直方市美術館	直方市殿町10番35号

直方市体育館	直方市大字直方674番地25	直方市美術館別館	直方市古町10番20号
直方市民球場	直方市大字直方671番地2	直方市体育館	直方市大字直方674番地25
直方市中泉市民球場	直方市大字中泉1182番地1	直方市民球場	直方市大字直方671番地2
直方市市民弓道場	直方市大字山部599番地2	直方市中泉市民球場	直方市大字中泉1182番地1
直方市民体育センター	直方市大字山部599番地2	直方市市民弓道場	直方市大字山部599番地2
直方市西部運動公園	直方市大字上新入2403番地1	直方市民体育センター	直方市大字山部599番地2
		直方市西部運動公園	直方市大字上新入2403番地1
		直方市地域子育て支援センター	直方市大字植木849番地1

令和6年度直方市保育所等給食支援費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市保育所等給食支援費補助金交付に関し必要な事項を定めることにより、直方市内の保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）において、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施のほか、保護者の経済的負担の軽減を図るため、給食の材料費高騰に伴う費用の一部について、直方市保育所等給食支援費補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については福岡県保育所等給食支援費補助金交付要綱の定めるところによるものとし、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和6年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない又は既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行った保育所等が、値上げに必要な経費を業者に支払う事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1施設あたり基本単価1,100円（副食のみを提供する場合は650円）に令和6年10月初日時点の利用児童数と月数を乗じた額とする。

(交付申請)

第4条 保育所等は、補助金の交付を受けようとするときは、直方市保育所等給食支援費補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その決定について、直方市保育所等給食支援費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により保育所等に通知するものとする。

(変更交付申請)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた保育所等は、交付決定後に申請の内容が変更となる場合は、直方市保育所等給食支援費補助金変更交付申請書（様式第3号）に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(変更交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、変更の決定をし、直方市保育所等給食支援費補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により保育所等に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 保育所等は、補助事業が完了したときは令和7年2月10日までに、直方市保育所等給食支援費補助金実績報告書（様式第5号）に支出の状況が分かる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、直方市保育所等給食支援費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により保育所等に通知する。

（精算請求）

第10条 保育所等は、補助金の額が確定したのちに、直方市保育所等給食支援費補助金（精算払）請求書（様式第7号）により市長に請求することができる。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地

施設名

代表者名

直方市保育所等給食支援費補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 添付書類
 - ・事業計画書
 - ・予算書

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等給食支援費補助金交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
交付の場合の補助金額	円
不交付の場合の理由	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地

施設名

代表者名

直方市保育所等給食支援費補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定額	円
今回変更申請額	円（総額）
変更理由	

※変更理由が確認できる書類（変更事業計画書・変更予算書）を添付

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等給食支援費補助金変更交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
不交付の場合の理由	
変更決定額	円（変更前 円）
変更理由	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地

施設名

代表者名

直方市保育所等給食支援費補助金実績報告書

標記補助金について、必要書類を添えて実績報告します。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等給食支援費補助金交付額確定通知書

下記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金額 _____ 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地

施設名

代表者名

直方市保育所等給食支援費補助金（精算払）請求書

年 月 日付 第 号で補助金額確定通知を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 確定補助金額 | 円 |
| 2. 精算請求額 | 円 |

直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付要綱

直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金交付要綱（令和5年直方市告示第124号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付要綱に関し必要な事項を定めることにより、認可外保育施設を利用している児童の保護者に対し、利用者負担額の一部を補助し、もって子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに待機児童の解消に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により県知事に届出をした施設のうち、同法第6条の3第9項、第10項及び第12項並びに第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第10項第4号の内閣府令で定める基準を満たす施設とする。

(2) 対象児童 次に掲げる全ての要件を備える者をいう。

ア 認可外保育施設に在籍する満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、直方市の住民基本台帳に記録されていること。

ウ 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第13条第2項第1号に掲げる施設又は認可外保育施設に在籍する小学校就学前子どもが同一世帯に2人以上いる場合にあっては、長子でないこと。

エ 月単位の契約により認可外保育施設を利用していること。

(3) 利用者負担額 対象児童の保育に係る認可外保育施設との契約に定められた利用料金の月額。この場合において、日用品等の購入に要する費用その他の実費相当額は除く。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 認可外保育施設のうち、令第13条第2項第3号に規定する施設に在籍する対象児童については、満1歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもは月額37,100円を、満1歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもは月額37,000円を上限とし、利用者負担額が当該額に満たないときは、その額とする。

(2) 前号以外の認可外保育施設に在籍する対象児童については、対象児童1人あたり月額42,000円を上限とし、利用者負担額が月額42,000円に満たないときは、その額とする。

(交付申請)

第4条 対象児童の保護者は、補助金の交付を受けようとするときは、直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その決定について、直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた保護者は、交付決定後に申請の内容が変更となる場合は、直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(変更交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、変更の決定をし、直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 保護者は、その年度の利用者負担額の支払を完了したときは速やかに、直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に支出の状況が分かる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により保護者に通知する。

（精算請求）

第10条 保護者は、補助金の額が確定したのちに、直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金（精算払）請求書（様式第7号）により市長に請求することができる。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年9月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

直方市長 様

住所
氏名
電話番号

直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 添付書類
 - ・保育料がわかるもの
 - ・就労証明書

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
交付の場合の補助金額	円
不交付の場合の理由	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

直方市長 様

住所

氏名

電話番号

直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

交付決定額	円
今回変更申請額	円（総額）
変更理由	

※変更理由が確認できる書類を添付

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
不交付の場合の理由	
変更決定額	円（変更前 円）
変更理由	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

直方市長 様

住所
氏名
電話番号

直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金実績報告書

標記補助金について、必要書類を添えて実績報告します。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金交付額確定通知書

下記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金額 _____ 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

直方市長 様

住所
氏名
電話番号

直方市認可外保育施設利用者支援事業補助金（精算払）請求書

年 月 日付 第 号で補助金額確定通知を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 確定補助金額 | 円 |
| 2. 精算請求額 | 円 |

直方市地域子育て支援センター運営業務委託プロポーザル評価委員会要綱

(趣旨)

第1条 第1条この要綱は、直方市プロポーザル評価委員会条例（令和6年直方市条例第14号）に基づき、直方市地域子育て支援センター運営業務を委託するに当たって実施する公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うため、直方市地域子育て支援センター運営業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 商工観光課長
- (2) 子育て・障がい支援課長
- (3) 財政課長
- (4) こども育成課幼児教育推進係長
- (5) 直方市子ども・子育て会議設置条例（平成25年直方市条例第19号）に規定する直方市子ども・子育て会議委員（乳幼児教育推進部会委員含む。）のうち、次に掲げる者
 - ア 子どもの保護者又は民生委員・児童委員
 - イ 保育所、認定こども園又は幼稚園事業主代表

(書面会議)

第3条 緊急の必要があり会議を招集する暇がないときその他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することで会議に代えることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、直方市教育委員会こども育成課において行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。